

一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則

規則第5号

＜制定＞平成24年10月28日
最新改正 平成29年3月12日

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）会員の、会費を除いた負担金について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 「負担金」とは、会員が本会の資源を用いて収入を得た場合の、会に対し負担すべき費用をいう。

2 前項にいう「収入」は、暦年ごとに得た課税前の報酬、謝金および委託料を含み、雇用契約に基づく給与、手当、交通費等の実費弁償額および本会事業に関して本会から支出する額を含まないものとする。

3 「本会の資源」とは事務局資源等をいう。

（負担金）

第3条 負担金の金額は年間30,000円とする。

2 会員は暦年終了後、前年の収入に関して本会に申告し、本会の指定する方法で負担金を納付するものとする。

3 前二項の規定に関わらず、収入額が一定の基準内である場合は、申告と同時に申請することで負担金の一部または全部の免除を受けることができる。

4 前項に規定する収入額の基準および免除額は、次の各号による。

一 収入額が100,000円未満の場合、負担金の全額を免除

二 収入額が100,000円以上300,000円未満の場合、負担金の3分の2を免除

5 一旦納入された負担金は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、本会定款第11条の定めによりこれを返還しないものとする。

（会員資格の平等）

第4条 この規則による負担金納付の有無を根拠に、総会および理事会における議決権を始めとする会員資格に差を設けてはならない。

（配分委員会）

第5条 納付された負担金の用途については、必要な経費を除き、本会各委員会の代表者による配分委員会を設置し、その議決および理事会の承認により、公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償に充てるものとする。

（負担金納付の中断と再開）

第6条 負担金が、1,000,000円以上翌年に繰り越される場合、負担金納付を中断することができる。その場合は本会理事会にはかり、決定するものとする。

1 負担金納付の再開においても、本会理事会にはかり決定するものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、申告および納付の方法等必要な細目事項は、理事会において別に定める。

（改正）

第8条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、本会設立登記の日から施行する。